

和解協定書

申立人東京南部労働者組合（以下「組合」という。）及び申立人松浦聰（以下「松浦組合員」という。）と被申立人公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「協会」という。）とは、都労委平成30年不第15号事件（以下「本件」という。）について、下記のとおり協定する。

記

- 1 協会は、平成28年4月以降における組合による団体交渉への事務局長の出席要求に関して組合に不当労働行為であるとの疑念を抱かせたこと、このため、本件に係る審査手続が長期間に及んだことについて、遺憾の意を表すとともに、今後このような疑念を抱かれることがないよう留意する。
- 2 協会は、本件労使間における今後の労使関係の健全な構築のため、特段の事情のない限り、協会事務局の人事・労務に関する事項を議題とする団体交渉については、常任理事・事務局長の職にある者等、議題に相応しい者が出席して説明責任を果たすことを確認する。
- 3 組合及び松浦組合員は、協会側の団体交渉出席者に関して、その負担を鑑み、一定の配慮を行うことを確認する。
- 4 組合及び松浦組合員は、速やかに本件申立てを取り下げる。

令和4年1月20日

申立人 東京南部労働

執行委員長 河野道

申立人

松浦

被申立人 公益財団法人日本知的障害者福

会長 井上

代理人弁護士

立会人 東京都労働委員会

審査委員 金井康加

参与委員 久保潤一郎

参与委員 石川純